

令和 6 年第 2 回松野町議会定例会議事日程 第 1 号

令和 6 年 6 月 1 4 日（金）午前 9 時 3 0 分開議

- 1 開 会 宣 言（ ： ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議（ ： ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	—	一般質問（4 番、6 番、3 番）
4	報告 2	鬼北土地開発公社に関する報告について
5	報告 3	株式会社まちづくり松野に関する報告について
6	報告 4	株式会社松野町農林公社に関する報告について
7	報告 5	フォレスト株式会社に関する報告について
8	報告 6	令和 5 年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
9	承認 3	専決処分の承認について（令和 6 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））
1 0	承認 4	専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
1 1	承認 5	専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1 2	承認 6	専決処分の承認について（松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
1 3	承認 7	専決処分の承認について（松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）
1 4	承認 8	専決処分の承認について（松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

1 5	承認 9	専決処分の承認について(松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
1 6	承認 1 0	専決処分の承認について(松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
1 7	議案 3 2	松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について
1 8	議案 3 3	動産の買入れについて
1 9	議案 3 4	令和6年度松野町一般会計補正予算(第1号)
2 0	議案 3 5	令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2 1	議案 3 6	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第1号)
2 2	選挙 1	松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
2 3	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
2 4	—	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
2 5	—	議員派遣の件

5 閉 議 (:)

6 閉 会 (:)

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副 町 長	八十島 温 夫	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	芝 吉 彦
総 務 課 長	友 岡 純	保 健 福 祉 課 長	瀧 本 美 樹
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	戎 秀 之
ふるさと創生課長	井 上 靖	吉 野 生 支 所 長	竹 葉 誠
農 林 振 興 課 長	小 西 亨	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月 日	内 容	場 所	出席者等
3 月 2 5 日	議会改革特別委員会（第 7 回）	議場	
3 月 2 6 日	E B P M 研修	議場	議員
3 月 2 7 日	愛媛県市町振興協会評議員会	議場	
4 月 2 日	議会改革特別委員会（第 8 回）	議場	
4 月 4 日	マツノイズムプロジェクト社員総会	庁舎	議長
4 月 8 日	北宇和高等学校入学式	鬼北町	議長
4 月 1 6 日	愛媛県町村議会議長会第 1 回全員協議会	砥部町	議長
4 月 2 3 日	滑床山開き	町内	
4 月 2 4 日	議会改革特別委員会（第 9 回）先進事例研修会	鬼北町	議員
4 月 3 0 日	松野町松和会総会	町内	議長
5 月 9 日	第 3 5 回四国西南サミット	西予市	議長
5 月 1 0 日	議会改革特別委員会（第 1 0 回）	議場	
5 月 1 8 日	令和 6 年度松野町商工会通常総会	町内	議長 産業委員長
5 月 2 1 日	令和 6 年度町村議会議長・副議長研修会	東京都	議長 副議長
5 月 2 7 日	吉野生公民館落成式	町内	議員
5 月 2 9 日	令和 6 年度四国西南地域道路整備促進協議会 総会	愛南町	議長

6 月 3 日	予土線利用促進対策協議会総会	議場	議長
6 月 5 日	全員協議会	議場	
6 月 5 日	議会運営委員会	議場	
6 月 5 日	議会改革特別委員会（第 1 1 回）	議場	
6 月 6 日	鬼北土地開発公社理事会	鬼北町	議長
6 月 7 日	令和 6 年度松野の里を美しくする協議会	議場	議長 産業委員長

一 般 質 問 表

令和6年第2回定例会

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
1 番 山田 寛二 [一括方式]	ふるさと納税について	令和4年度のふるさと納税額は、約600万円であった。令和5年度は、1,000万円を目標に取り組んできたと思われるが、結果はどうであったか。 また、ふるさと納税の開始から令和5年度までの目標と成果の推移はどうなっているか。 結果を踏まえての今後の取り組みについて、令和6年度は、目標を2,000万円に設定し取り組んでいると思われるが、現在の納税額はどのようになっているか。 他の自治体の実績に比べると、決して高い目標数値ではないと思うが、目標達成のための施策はどう考えているか。 目標達成のためには、返礼品は重要なアイテムだが、主な返礼品や今まで人気のあった返礼品はなにか。

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
2 番 山石 恭助 [一問一答方式]	B B Q ガーデン について	○ B B Q ガーデンの現状と今後の課題について (1) どういう目的で、いつ建設したか (2) 費用はいくらだったか (3) 建設決定に至った経緯は (4) 需要調査や利用見込みの検討はしたか (5) 利用状況は ・ 現在まで何回利用があったか ・ 予想された利用者数、利用頻度はどの程度だったか (6) 経営の体制はできていたか (7) 今後の利用は ・ 利用促進の具体的な取り組みは考えているか
	ボルダリングに ついて	○ キルターボードの購入経緯と費用について (1) 購入に至った背景、目的、費用は (2) インストラクター不在になった理由は (3) 現状の利用状況は (4) 今後どう利用するのか

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
3 番 山崎 匡 [一問一答方式]	発達障害者支援について	1 早期発見・早期支援が必要とされているが、現状の方法と体制は 2 「気になる子」の指摘だけでは保護者の不安を募らせる恐れがあるが、保護者の不安な気持ちへの寄り添い方は 3 専門知識を有する人材の育成と確保について 4 最近重要と言われているペアレントトレーニングとプログラムについての取り組みは 5 本人・家族同士がお互い話し合えるようなコミュニティが必要では 6 県が設置している発達障害支援センター「あいゆう」の活用は 7 保育園・学校・行政・支援機関との連携は 8 学校教育機関での支援体制は 資料
	帯状疱疹ワクチン接種について	多くの方が苦しんでおられるが、町として発症予防効果の高いワクチン接種の助成をすべきではないか。 資料
	坂本町長の進退について	2 期 8 年を振り返りどう評価しているか、また 1 1 月の次期町長選に対しての考えを問う。

報告第2号

鬼北土地開発公社に関する報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年度鬼北土地開発公社事業報告及び決算

令和 5 年 度

鬼北土地開発公社決算書

令和 6 年 6 月

目 次

1	収支決算書	1 ～ 6
2	財産目録	7
3	貸借対照表	8
4	損益計算書	9
5	キャッシュ・フロー計算書	10
6	事業報告書	11 ～ 13
7	附属明細表	14 ～ 18
	現金及び預金明細表	14
	公有用地明細表	15 ～ 16
	資本金明細表	17
	運営費補助金明細表	18
8	決算意見書	19

1 令和5年度 鬼北土地開発公社

収 支 決 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

収益的収入及び支出

収入

(単位:円)

款	項	目	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
			当初予算額	補正予算額	繰越財源 充 当 額	計	節				
							区 分	金 額			
1 事業収益			0	0	0	0		0	0	0	
小 計			0	0	0	0		0	0	0	
2 事業外収益	1 受取利息	1 受取利息	2,000	0	0	2,000	1 普通預金利息	1,000	5	△ 995	
							2 定期預金利息	1,000	100	△ 900	
	4 雑収益	1 運営費補助金	180,000	0	0	180,000	1 運営費補助金	180,000	78,596	△ 101,404	
		4 その他の雑収益	1,000	0	0	1,000	1 その他の雑収益	1,000	360	△ 640	
小 計			183,000	0	0	183,000		183,000	79,061	△ 103,939	
合 計			183,000	0	0	183,000		183,000	79,061	△ 103,939	

支出													(単位:円)	
款	項	目	予 算 額							決 算 額	繰越額	不 用 額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	繰越額	予備費 支出 及び 増減額	計	節						
								区 分	金 額					
1 事業原価			0	0	0	0	0		0	0	0	0		
小 計			0	0	0	0	0		0	0	0	0		
2 販売費及び一般管理費	1 販売費及び一般管理費	1 人件費	61,000	0	0	0	61,000	1 報酬	61,000	60,027	0	973		
		2 経費	122,000	0	0	0	122,000	4 需用費	116,000	17,000	0	99,000		
								5 役務費	6,000	1,674	0	4,326		
小 計			183,000	0	0	0	183,000		183,000	78,701	0	104,299		
合 計			183,000	0	0	0	183,000		183,000	78,701	0	104,299		

資本的収入及び支出

収入

(単位:円)

款	項	目	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
			当初予算額	補正予算額	繰越財源 充当額	計	節				
							区 分	金 額			
1 資本的収入	3 長期借入金	1 長期借入金	26,000	0	0	26,000	1 長期借入金	26,000	25,787	△ 213	
合 計			26,000	0	0	26,000		26,000	25,787	△ 213	

支出

(単位:円)

款	項	目	予 算 額							決 算 額	繰越額	不 用 額	備 考
			当初予算額	補正予算額	繰越額	予備費 支出及 び流用 増減額	計	節					
								区 分	金 額				
1 資本的支出	1 公有地取得事業費	1 公有地取得事業費	26,000	0	0	0	26,000	1 用地費	0	0	0		
								5 支払利息	26,000	25,787	0	213	
								6 諸収入	0	0	0		
合 計			26,000	0	0	0	26,000		26,000	25,787	0	213	

2 令和5年度 鬼北土地開発公社 財 産 目 録 (令和6年3月31日)

(単位:円)

(資産の部)

現金及び預金

 普通預金

112,274

 定期預金

5,000,000

5,112,274

公有用地

 鬼北町1件

 4,391㎡

17,264,390

特定土地

0

 資産合計

22,376,664

(負債の部)

未払金

 事業未払金

0

未払費用

 未払費用

0

預り金

 短期預り金

112,274

その他の流動負債

 仮受金

0

長期借入金

17,264,390

 負債合計

17,376,664

 正味財産

5,000,000

3 令和5年度 鬼北土地開発公社 貸 借 対 照 表 (令和6年3月31日)

(単位:円)

(資産の部)

I 流動資産

現金及び預金	5,112,274
公有用地	17,264,390
特定土地	0
流動資産合計	<u>22,376,664</u>
資産合計	<u>22,376,664</u>

(負債の部)

I 流動負債

事業未払金	0
未払費用	0
預り金	112,274
その他の流動負債	0
仮受金	0
流動負債合計	<u>112,274</u>

II 固定負債

長期借入金	17,264,390
固定負債合計	<u>17,264,390</u>
負債合計	<u>17,376,664</u>

(資本の部)

I 資本金

基本財産	5,000,000
資本金合計	<u>5,000,000</u>

II 準備金

前期繰越準備金	0
当期純利益	0
準備金合計	<u>0</u>
資本合計	<u>5,000,000</u>
負債資本合計	<u>22,376,664</u>

4 令和5年度 鬼北土地開発公社
損 益 計 算 書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業収益		
公有地取得事業収益	0	
附帯等事業収益	0	0
II 事業原価		
公有地取得事業原価	0	0
事業総利益		0
III 販売費及び一般管理費		78,701
事業利益		△ 78,701
IV 事業外収益		
受取利息	105	
雑収益	78,956	79,061
V 事業外費用		
その他の雑損		0
経常利益		360
当期純利益		360

5 令和5年度 鬼北土地開発公社
キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	0
その他事業収入	360
補助金等収入	78,596
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 17,264,390
その他事業支出	
人件費支出	△ 60,027
その他の業務支出	△ 18,674
小計	<u>△ 17,264,135</u>
利息の受取額	105
利息の支払額	<u>0</u>
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 17,264,030</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	17,264,390
長期借入金の返済による支出	0
町への寄付金	<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>17,264,390</u>
IV 現金及び現金同等物増加額	<u>360</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>5,111,914</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>5,112,274</u></u>

注記事項

(重要な会計方針)

(1) 収益及び費用の計上基準・・・収益は実現主義、費用は発生主義に基づき計上しております。

(2) 消費税等の会計処理方法・・・消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係)

現金及び預金勘定	5,112,274
預入期間が3か月を超える定額預金	△ 5,000,000
	<u><u>112,274</u></u>

6 令和5年度 鬼北土地開発公社 事業報告書

(1) 事業の概要

当公社は、地域の秩序ある整備を図るため、必要な公共用地、公用地等となるべき土地の先行取得及び造成、並びにその管理の業務活動等を、構成団体である町の委託に基づいて行っております。本年度は、南予森林組合跡地取得事業の保有土地に係る維持管理等 78,701 円の事業を実施しました。

(2) 事業計画及び執行状況

本年度の事業計画は、南予森林組合跡地取得事業 26,000 円を計上していました。

一方、予算執行は、南予森林組合跡地取得事業の支払利息 25,787 円となりました。

(3) 財務の状況

本年度の財務の状況は、販売費及び一般管理費 78,701 円を控除した事業利益は△78,701 円、事業外収益 78,701 円を加え、経常利益が 0 円となり、当期純利益も 0 円となりました。

そのほか、運営費補助金は鬼北町・松野町の両町に 50,702 円の過徴金が生じましたが、翌年度において精算処理することにしました。

長期借入金の状況は、前年度末残高は 17,238,603 円であり、本年度支払利息 25,787 円を加え、本年度末残高は 17,264,390 円となりました。

なお、借入金利率は、南予森林組合跡地取得事業で 0.15%で借入れを行いました。

(4)一般庶務事項

ア 理事会の概要

開 会 日	提 出 案 件	審議結果
令和5年6月6日	議案第1号 令和4年度鬼北土地開発公社 会計決算の承認	議決

イ 監査の実施状況

決算書類の監査実施年月日

令和5年6月1日

ウ 役職員に関する事項

(役員の異動)

異動年月日	異動内容	氏名	登記年月日
令和5年5月17日	理事辞任	芝 照雄	令和6年1月29日
令和5年5月17日	理事就任	程内 覺	令和6年1月29日

(役員名簿)

(令和6年3月31日現在)

○ 兵頭 誠亀	○ 坂本 浩	○ 芝 照雄	○ 加藤 康幸
○ 井上 建司	○ 八十島温夫	○ 古谷 忠志	◎ 井上 靖

○理事 ◎監事

(職員数)

(令和6年3月31日現在)

区分	課長	課長補佐 兼係長	主任	主事補	計	備考
一般職	(1)	(1)			(2)	()は兼務職
臨時職						
計	(1)	(1)			(2)	

7 令和5年度 鬼北土地開発公社

附属明細表

(様式第 1 号)

現金及び預金明細表

(単位:円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
預 金	普 通	85,977	えひめ南農業協同組合鬼北広見支所
		26,292	伊予銀行近永支店
		5	愛媛銀行近永支店
	定 期	3,000,000	えひめ南農業協同組合鬼北広見支所
		2,000,000	伊予銀行近永支店
計		5,112,274	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

鬼北町 (単位:㎡・円)

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期 増 加 高								当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	測 量 試験費	諸経費	支払利息	計	面 積	金 額	面 積	金 額	
南予森林組合跡地取得事業	4391.00	17,238,603	0.00	0	0	0	0	0	25,787	25,787	0.00	0	4,391.00	17,264,390	令和3年11月26日取得
合 計	4,391.00	17,238,603	0.00	0	0	0	0	0	25,787	25,787	0.00	0	4,391.00	17,264,390	

(様式第6号)

特 定 土 地 明 細 表

鬼北町 (単位:㎡・円)

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期 増 加 高								当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要	
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	測 量 試 験 費	諸経費	支払利息	計	減少高		評価減	面 積		金 額
											面 積	金 額	金 額			
合 計																

(様式第 17 号)

長期借入金明細表

(単位:円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
愛媛銀行	0.15%	17,238,603	25,787	0	17,264,390	
計		0	25,787	0	17,264,390	

(様式第 18 号)

資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	松野町	1,450,000	
	鬼北町	3,550,000	
計		5,000,000	

(様式第 20 号)

事業収益明細表

(単位:円)

科目			金額	摘要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益		0	
	特定土地売却収益		0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収益	南予森林組合 跡地取得事業 収益	0	
合計			0	

(様式第 21 号)

事業原価明細表

(単位:円)

科 目		金 額	摘 要
公 有 地 取 得 事 業 原 価	公 有 用 地 売 却 原 価	0	
	特 定 土 地 売 却 原 価	0	
合 計		0	

運営費補助金明細表

(単位:円)

町名	対象事業費	割合 (%)	補助金				納入済額(B)	差引 (B)－(A)
			事業費割	均等割	超過補助	計 (A)		
松野町	0	0.0%	0	39,298	0	39,298	90,000	50,702
鬼北町	0	0.0%	0	39,298	0	39,298	90,000	50,702
合計	0	0.0%	0	78,596	0	78,596	180,000	101,404

- 対象事業費は、土地取得費(除、支払利息)及び売却価格の合計である。
- 補助金は、販売費及び一般管理費の支出合計から受取利息を差し引いた金額。 $78,701円 - 105円 = 78,596円$
- 均等割 $90,000円(1町あたり) \times 2 = 180,000円$
- 事業費割 0円
- その他 納入済額との差額101,404円は、短期預り金101,404円として処理し、翌年度に精算処理する。

8 令和5年度 鬼北土地開発公社 決 算 意 見 書

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、令和5年度鬼北土地開発公社の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに関係帳簿書類等を審査した結果、その意見を添えて下記のとおり報告します。

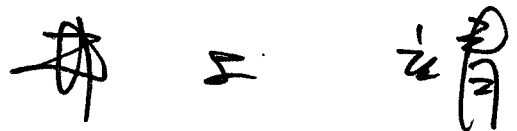
記

- 1 審査日 令和6年6月3日
- 2 場所 松野町役場庁舎 1階 会議室
- 3 審査の総括的意見

令和5年度鬼北土地開発公社の決算監査について、鬼北土地開発公社備え付けの関係諸帳簿、証憑書類を逐一照査のうえ、更にその内容について審査したところいずれも適正に処理されていることを認めた。

令和6年6月3日

監 事



報告第3号

株式会社まちづくり松野に関する報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年度株式会社まちづくり松野事業報告及び決算

株式会社 まちづくり松野

第 8 期定時株主総会資料

令和 6 年 5 月 22 日(水) 午後 5 時 30 分
松野町役場 2 階会議室

本社住所 松野町大字延野々 1510-1 番地

～次 第～

1 開会

2 挨拶

3 報告事項 第8期（令和5年度）営業報告の件

4 議案

議案第1号 第8期 貸借対照表、損益計算書承認の件

議案第2号 第9期（令和6年度）事業計画(案)の件

議案第3号 第9期（令和6年度）収支計画(案)の件

議案第4号 第9期（令和6年度）営業日、営業時間(案)の件

議案第5号 第9期 任期満了に伴う役員の改選の件

5 その他

6 閉会

報告事項 第8期（令和6年度） 営業報告の件

1. 総括（第8期） [令和5年4月1日～令和6年3月31日]

本年度は前年度3月25日に新規オープンいたしました「&ぱん」の実質営業スタート年度です。営業日数については本年度がうるう年のため年頭休日を除いて年間365日でした。また約4年間、世界規模で猛威を振るった「新型コロナウイルス」はGW明けの5月8日から行動制限のない従来の対応となりましたが 人流についてはまだまだ時間の経緯が必要で当駅にとっては一層の各施設の魅力化、回遊性、お客さまづくりが必要であると思われます。

本年度の売上実績は227,397,884円(税抜)で年商2億円超となり前比38.7増、増減で63,467,421円増で内&ぱん売上は61,125,155円でした。既存店舗についても前比2.4増、増減3,842,424円増でした。レジ通過客数についても前比37.9増、増減で57,370名増でした。また目標である西日本豪雨前年(2017年)対比でも35.2増、増減で59,109,897円増で目標を大きく達成することができました。

イベントについては「&ぱん」がおかげさまで3月23日(土)に1周年を迎え、テーマ”To the next chapter”（次章に向かって）に沿って感謝イベントを実施いたしました。同時に恒例の「伊予・土佐の国うまいもん合戦2024春」を売上拡大、知名度アップ、顧客づくりを目的に継続化に向かって年間秋、春の2回実施。また継続して売上拡大化していきたい「まっさら米 新米まつり」も9月に2年目開催。売上はまだまだ厳しい状況ですが当駅としても地元松野町をアピールするためにも農家の方々とともに育てていくイベントとして今後も継続して開催していきたい。

売上・集客 動向

●本年累計（4月～3月）売上実績

〈単位：円・％・税抜〉

	予算	本年実績	前年実績	予比	前年比	前比増減
おさかな館	49,500,000	47,451,032	47,330,415	▲ 4.1	0.3	120,617
かごもり市場	80,000,000	80,174,643	78,797,023	0.2	1.7	1,377,620
レストラン	17,000,000	18,025,484	15,161,407	6.0	18.9	2,864,077
ガラス工房	15,900,000	14,227,009	14,011,428	▲ 10.5	1.5	215,581
森の国ファーム	7,600,000	6,394,561	7,130,032	▲ 15.9	▲ 10.3	▲ 735,471
既存店舗 計	170,000,000	166,272,729	162,430,305	▲ 2.2	2.4	3,842,424
&ぱん	35,000,000	61,125,155	1,500,158	74.6	3,974.6	59,624,997
合計	205,000,000	227,397,884	163,930,463	10.9	38.7	63,467,421

●本年累計（4月～3月）レジ通過数実績

〈単位：名・％〉

	目標	本年実績	前年実績	目標比	前年比	前比増減
おさかな館	46,300	45,047	44,822	▲ 2.7	0.5	225
かごもり市場	71,700	67,617	69,181	▲ 5.7	▲ 2.3	▲ 1,564
レストラン	20,800	21,423	19,293	3.0	11.0	2,130
ガラス工房	7,750	6,729	6,529	▲ 13.2	3.1	200
森の国ファーム	10,750	8,389	9,833	▲ 22.0	▲ 14.7	▲ 1,444
既存店舗 計	157,300	149,205	149,658	▲ 5.1	▲ 0.3	▲ 453
&ぱん	37,700	59,602	1,779	58.1	3250	57,823
合計	195,000	208,807	151,437	7.1	37.9	57,370

2. 主な業務、行事の経過報告

日付	内容
4/16	道の駅よって西土佐 開店周年イベント出店
4/24	南海放送ラジオ（奥伊予七駅物語「卵卵街道」を各駅アピール）
4/30	森の国ファーム「にこまる市」
5/8	森の国夏まつり 実行委員会（松野町役場）
5/19	(株)まちづくり松野 監査（道の駅虹の森公園まつの）
5/22	(株)まちづくり松野 株主総会（松野町役場）
6/2	インボイス研修（近隣道の駅担当者 道の駅虹の森公園まつの）
7/1	愛媛朝日テレビ「なるちか」 桃出荷者、&ぱん担当者 生中継
7/2	道の駅とおわ 開業16周年感謝祭 出店
7/6	奥伊予七駅物語事業推進協議会 総会（パフィオうわじま）
7/16	森の国音楽祭（主催/マツノイズム 森の国ファーム）
7/17	FMえひめ 生放送（道の駅虹の森公園まつの）
8/13	森の国の夏祭り
9/2・3	まっさら米「新米まつり」
10/1	インボイス スタート
10/7・8	伊予・土佐の国 うまいもん合戦2023秋
10/19	サニーマート久米店 出店（担当/古田口）
10/28	ねんりんぴっく（松野町）
11/18	(株) まちづくり松野 中間決算管理（道の駅虹の森公園まつの）
11/21	JAF 四国地区会議（香川 レオマの森）
12/1	X'masイベントスタート（おさかな館）
	ウィンターイルミネーション2023
12/3	森の国ファーム「にこまる市」
12/7	(株)まちづくり松野 取締役会（松野町役場）
12/11	四国地区「道の駅」連絡会 愛媛ブロック会（松山市）
1/4	松野商工会賀詞交換会
1/23	(株) まちづくり松野 取締役会（宇和島市）
2/11	愛媛マラソン 出店（松山市）
3/2	松丸駅予土線マルシェ（伊予灘ものがたり）
3/10	予土線3兄弟三重連 運行（近永～松丸駅 社内販売）
3/23-24	伊予・土佐の国うまいもん合戦2024春
	「&ぱん」おかげさまで1周年 "To the next chapter"

3. 集客策としてのイベント開催

●「2023夏休みイベント」チラシ



●まっさら米「新米まつり」チラシ



●「伊予・土佐の国うまいもん合戦2023秋」チラシ



●冬休みイベントチラシ



●「伊予・土佐の国うまいもん合戦2024春」チラシ



議案第1号 第8期貸借対照表、損益計算書承認の件

第8期決算報告

【貸 借 対 照 表】

(令和6年3月31日現在)

株式会社 まちづくり松野

(税抜)

(単位：円)

資産の部			負債の部		
	今期	前期		今期	前期
【流動資産】	55,070,927	31,462,373	【流動資産】	22,212,189	16,953,245
現金預金	45,027,477	22,947,233	買掛金		
現金(虹の森)	8,442,755	9,124,314	虹の森	10,044,469	8,219,019
JA普通預金(本社)	206,449	258,448			
JA普通預金(虹の森)	35,615,672	12,664,511	未払金	10,639,580	8,283,804
伊予普通預金(本社)	761,745	899,091	本社	22,000	22,018
伊予普通預金(虹の森)	856	869	虹の森	10,617,580	8,261,786
楽天普通預金(虹の森)	0	0	預り商品券	12,000	30,000
			預り金	1,332,640	234,326
売掛金			仮受金	0	2,596
虹の森	3,166,791	2,198,766	未払法人税等	183,500	183,500
未収入金					
虹の森	537,498	681,839	【負債合計】	22,212,189	16,953,245
			純資産の部		
商品（棚卸）				今期	前期
虹の森	4,987,629	4,605,356	【株主資本金】	34,851,061	16,459,504
			資本金	80,460,000	80,460,000
貯蔵品	1,270,612	905,589	繰越利益剰余金	△ 45,308,939	△ 63,700,496
前払費用	93,060	139,590			
預け金	8,860	0	自己株式	△ 300,000	△ 300,000
貸倒引当金	△ 21,000	△ 16,000			
【固定資産】	1,992,323	1,950,376			
構築物	405,925	440,375			
車両運搬具	76,397	0			
器具備品	1	1			
出資金	10,000	10,000			
保証金	1,500,000	1,500,000			
			純資産合計	34,851,061	16,459,504
【資産合計】	57,063,250	33,412,749	負債・純資産合計	57,063,250	33,412,749

【損 益 計 算 書】
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

株式会社 まちづくり松野

(税抜) (単位：円)

	今期		前期	
【純売上高】				
道の駅 虹の森公園まつの 売上値引	227,575,857 2,987	227,572,870	164,117,725 0	164,117,725
【売上原価】				
食材仕入	33,527,341		9,773,663	
その他仕入	89,338,588		86,255,963	
		122,865,929		96,029,626
売上総利益		104,706,941		68,088,099
【販売費・一般管理費】		128,934,452		118,349,536
営業損失		△ 24,227,511		△ 50,261,437
【営業外収益】				
受取利息	410		249	
雑収入	42,825,350	42,825,760	49,627,409	49,627,658
【営業外費用】				
雑損失	23,132	23,132	36,963	36,963
経常損失		18,575,117		△ 670,742
【特別利益】				
前期損益修正益	0		0	
受贈益	0		0	
債務免除益	0		0	
		0		0
【特別損失】				
固定資産除却損	0	0	0	0
税引前当期純損失		18,575,117		△ 670,742
【法人税等】		183,560		183,537
当期純損失		18,391,557		△ 854,279

販売費及び一般管理費
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

株式会社 まちづくり松野

(税抜) (単位：円)

科 目	今期	前期
役 員 報 酬	1,900,000	1,900,000
給 料 手 当	52,758,454	43,678,600
法 定 福 利 費	6,996,003	6,516,490
福 利 厚 生 費	2,184,476	2,253,530
広 告 宣 伝 費	2,166,691	2,246,519
燃 料 費	3,578,530	4,878,629
保 守 点 検 費	2,427,598	2,771,596
旅 費 交 通 費	204,639	633,921
荷 造 運 賃	1,869,231	519,643
業 務 委 託 費	8,885,395	8,120,770
通 信 費	623,342	619,162
水 道 光 熱 費	30,527,804	30,670,645
消 耗 品 費	6,948,382	6,234,857
修 繕 費	1,327,675	1,060,171
保 険 料	468,483	353,979
会 議 費	667	9,937
租 税 公 課	103,456	132,013
交 際 接 待 費	521,830	332,477
減 価 償 却 費	663,640	463,450
賃 借 料	1,317,988	1,599,862
支 払 手 数 料	36,464	43,182
諸 会 費	686,800	678,800
新 聞 図 書 費	44,989	49,879
集 客 手 数 料	0	4,205
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,000	4,000
雑 費	2,686,915	2,573,219
販売費・一般管理	128,934,452	118,349,536

株式会社まちづくり松野 代表取締役 坂本 浩 殿

監 査 報 告 書

株式会社まちづくり松野第8期の会計並びに業務の監査を実施した結果について
下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

令和6年5月14日、株式会社まちづくり松野において、収支決算書の監査のため、役員立会いの下、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、帳票類等の照合及び聴取、事業の経過報告の聴取等により調査しました。

2 監査結果

- (1) 貸借対照表、損益計算書の記載内容は、記載すべき事項を正しく記載し、帳票等の載金額と一致し、株式会社まちづくり松野の収支及び資産の状況を正しく示しているものととめます
- (2) 業務の執行は適正であり、役員の業務執行に関して不正行為や定款、諸規定に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月14日

監査役 正木久士 
監査役 小西敏文 

議案第 2 号 第 9 期（令和 6 年度）事業計画(案)の件

- ・別紙添付資料参照

議案第 3 号 第 9 期（令和 6 年度）収支計画(案)の件

- ・別紙添付資料参照

議案第 4 号 第 9 期（令和 6 年度）営業日、営業時間(案)の件

- ・別紙添付資料参照

議案第 5 号 任期満了に伴う役員の改選の件

役員

	氏名(現行)	氏名(再任・新任)
取締役	坂本 浩	
取締役	松浦 友昭	
取締役	恩田 勝也	
取締役	吉田 律雄	
監査役	正木 久士	
監査役	小西 敏文	

その他

報告第4号

株式会社松野町農林公社に関する報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年度株式会社松野町農林公社事業報告及び決算

株式会社 松 野 町 農 林 公 社

定時株主総会資料

令和 6 年 5 月 23 日 午前 9 時 00 分

松野町総合営農指導拠点施設

本店住所 松野町大字吉野 1 6 5 番地

(0 8 9 5 - 4 2 - 0 3 4 4)

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報告事項

第 26 期（令和 5 年度）営業報告の件

4. 決議事項

第 1 号議案 第 26 期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

第 2 号議案 取締役報酬決定の件

第 3 号議案 監査役報酬決定の件

5. 協議事項

第 27 期（令和 6 年度）事業計画、収支計画の件

6. 閉 会

報告事項

営業報告

第1 一般的事項

1. 総括（第26期）[令和5年4月1日より令和6年3月31日]

夏の気温は非常に高く日本近海で台風が発生するなど気候の変動が感じられた。町内では迷走台風とその後の長雨の影響により稲刈作業に大きな影響が出ている。年間の平均気温は全国的に高く西日本では記録的な高温となる一方、12月には強い寒気が南下し、梅の収量等に影響が出ている。

業務は松野町より委託を受けた各施設の管理運営に努めながら、育苗事業、青果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業に取り組んでいる。

令和5年度（第26期）松野町農林公社決算では、収入総額 137,757 千円、支出総額 131,871 千円となり、5,886 千円の純利益を出した。

例年の2倍と大豊作だった昨年の梅売上は大幅に減少しているが、農家からの仕入額も同じく減少している。アグリレスキュー事業の五郎丸園地の開墾作業や、野菜苗の大口注文がさらに増加したこと、キウイの花粉事業の売上が加わったことにより、売上高は1億円を突破している。

2. 主な業務、行事の経過報告

月	日	業 務 ・ 行 事	月	日	業 務 ・ 行 事
4	22	研修キュウリ出荷開始 ～7/15	10	16	松野中学校職場体験 ～10/20
5	7	キウイ花粉受入開始 ～5/19	11	15	タキイ農場見学会
	9	ファームトマト撤去 7/21 収穫開始		17	DCM 春苗商談
	19	DCM 秋苗商談		21	立仙種苗店商談
	23	定時株主総会		22	臨時株主総会
6	5	梅加工場梅受入開始 ～7/6	12	6	細霧防除装置説明会
	〃	トマト撤去 8/21 収穫開始		7	JA 松山花き部会視察
	7	さくらひめ撤去		14	久留米原種、タキイ種苗来社
	8	安全衛生推進者講習会		18	梅役員会
6	24	ブルーベリー出荷開始 ～7/31	1	10	土佐花き園芸市場商談
7	12	JA 野菜部会視察（大阪市場）		25	定年退職（中平あけみ）
	14	立仙種苗店ナス苗 出荷開始		29	細霧防除装置設置
	20	取締役会（8/20）	2	27	安全運転管理者選任
	29	さくらひめ栽培講習会		〃	鬼北夢農業を語る会
9	12	JA 高知三崎キュウリ苗 出荷開始	3	5	アルコールチェック開始
	14	健康診断		14	接木室 LED 交換
	22	研修キュウリ出荷開始 ～12/2		31	棚卸
	30	棚卸		〃	研修生卒業（岡部祐亮）

第2 事業状況

1. 育苗事業（製造部門）

大口顧客の注文を維持することで売上を伸ばしている。野菜・花苗ともに上位1社が売上の半分を占有しており、一極化が懸念される。育苗事業全体での売上額は48,689千円となった。昨年に続き常勤パートが1名定年退職となった。募集はしているものの条件に合う者が見つからないため季節パートで対応している。

出荷販売実績

	野菜苗		花苗	
	金額	数量	金額	数量
5年	30,264千円	187千本	18,424千円	253千本
4年	27,611千円	198千本	17,762千円	259千本
3年	26,909千円	201千本	18,662千円	309千本

（1）野菜苗生産

立仙種苗店の売上増に対し他の主要取引先は売上減となっている。立仙種苗店分のナス苗について78,400本の大口注文を頂いている。昨年から13,200本220万円の増加となっており、今後も注文は増加の予定である。一方、栽培期間が重複するJA高知県三崎支所のキュウリ苗については十分な栽培面積が確保できず、一部注文をお断りし10,700本の注文となった。8,200本150万円の減少となっている。JAえひめ南については支所によって増減はあるものの前年並みの売上となっている。松川種苗店は昔からのお得意様が減少しており、それに伴い扱い量も減少している。ナス苗について多くが高価格のPC系（自己受粉）に置き換わったこともあり、野菜苗は30,264千円の出荷販売となっている。今後は栽培面積の増加（旧マンゴーハウスへのメタルベンチ設置）により、お断りしていた注文を確保していきたい。

野菜苗占有率上位

取引先	金額	数量	占有率	前年比較	備考
立仙種苗店	13,927千円	80千本	46.0%	4,862千円	松川から直取引に
JAえひめ南	3,742千円	23千本	12.4%	△27千円	鬼北、三間
JA高知県	3,233千円	16千本	10.7%	△1,341千円	三崎、西土佐
公社直売	2,328千円	13千本	7.7%	△556千円	育苗施設直売

（2）花苗生産

DCMへの出荷は計画納品となっており、現場の状態により若干の変更には対応するものの、ほぼ計画どおりの出荷となっている。春夏シーズンは3月から6月に51,400本、秋冬シーズンは9月から12月に69,720本を出荷している。出荷計画については前年実績を維持できるように商談している。またDCMから全品種に対しラベル挿しでの出荷を要望されている。価格について、大規模事業者は独占禁止法により納入業者に配慮するよう指導が出ているため、ラベル代を含め、これまでに比べ単価交渉は容易であった。土佐花き園芸市場を通じたマックス

バリュ西日本(株)(マルナカ)について、13,200 本と昨年から 6,000 本の大幅減となっているが、各地域の花農家が廃業してきていることもあり、今後は日々草、サルビア、コリウスの注文とビオラについても検討いただいている。ただ出荷量は播種時期にならないと分からないという問題が残る。各直売所については店舗によって増減が異なっている。花苗の売上額は価格改定もあり 18,424 千円となっている。

DCM 出荷実績

	金 額	出荷数	占有率
5 年	9,313 千円	121 千本	50.6%
4 年	9,127 千円	113 千本	51.4%
3 年	8,950 千円	149 千本	48.0%

さくらひめ（一番花：1～3 月、二番花：4～6 月）は今シーズンより 1 棟での栽培となり、10 月に 2,600 本を定植している。二番花は管理の甘さからダニとうどん粉病が大量発生したため良品が採取できず、元切りは直売所のみの販売で市場には出荷できなかった。枝切りについても出荷量は少なく販売額は 134 千円となっている。一番花は強い寒気の影響から開花が後ろにずれ込んだものの、品質や市場単価が良かったことと、卒業式や彼岸の物日に合ったこともあり販売額は 557 千円となっている。

さくらひめの栽培は 8 年目となる。当初の予定より収益性が低く、野菜苗の増産とも重なり負担は少なくない。県からの依頼で生産を開始しているが、ここ数年で栽培の継続を判断する必要がある。

さくらひめ出荷状況

	播種年	市 場	直売所他	金 額
5 年	5 年 一番花	231 千円 @276.0 円	326 千円	692 千円
	4 年 二番花	出荷なし	134 千円	
4 年	4 年 一番花	276 千円 @217.0 円	203 千円	899 千円
	3 年 二番花	214 千円 @115.0 円	204 千円	
3 年	3 年 一番花	253 千円 @195.0 円	492 千円	1,398 千円
	2 年 二番花	416 千円 @80.0 円	235 千円	

2. 青果事業（製造部門）

トマト栽培は農林公社の A 棟、B 棟と森の国ファームの 3 棟で行っている。各ハウスで黄化葉巻病が発生しており A 棟では半分、B 棟では 1/5 を植え替えている。原因となるコナジラミに対し徹底防除を行ってはいるが農薬に耐性があるようで効果が表れない。そこで今後は抵抗性品種に変更し栽培を行う。

公社のトマト栽培は昨年定植分を 6 月 5 日から随時撤去し、今期定植分は 8 月 21 日より出荷を開始している。大玉トマトを生産している A 棟では 5～6 月に黄化葉巻病が発生し収量が

大幅に減少している。植替え後にも黄化葉巻病が見られることから抵抗性品種に変更を行う。収量は 14.5t となっている。高糖度（フルティカ）とミニトマトを生産している B 棟では故障していた養液装置を 8 月に交換していただき順調に収穫を行っていたが、黄化葉巻病により収量が 4.3t となっている。B 棟についても抵抗性品種に変更を行うが、フルティカについては抵抗性品種が無い場合高糖度トマトの生産は終了とする。

ファームのトマト栽培は昨年定植分を GW 明けの 5 月 8 日に撤去、夏休みが始まる 7 月 21 日から収穫を開始している。2 年前よりもぎとり体験向けにアイコやイエローアイコを生産しているが、高温障害もあり収穫量は 3.3t と少ない。今後は大玉、中玉、ミニの生産に戻す。㈱まちづくり松野より委託を受けて栽培を行っているが、高温対策を施してもらわないと、近年の温暖化への対応は運用だけでは厳しい状態である。

トマトの売上額はファーム生産分を含め、14,503 千円となっている。

トマト出荷状況

	A 棟(10a)	B 棟(6a)	ファーム(4.6a)	合 計	金 額
5 年	14,527kg	4,320kg	3,332kg	22,180kg	14,503 千円
4 年	16,114kg	4,502kg	3,774kg	24,390kg	15,858 千円
3 年	15,854kg	3,999kg	4,425kg	24,278kg	15,217 千円

キウイの花粉事業について、3 戸の花粉農家から 215kg の花蕾を受け入れ 1,920g の花粉を精製している。精製された花粉は随時冷凍保管し、6 月に植物防疫所でかいよう病の検査を行い、8 月に㈱アグリに全量を出荷している。2,112 千円の販売額となり、30%の精製料を差し引いた 1,478 千円を花粉農家に支払っている。昨年精製した無料サンプルを、全農を通じてキウイ生産農家に配布し受粉のテストを行ってもらい問題なしとの報告を受けている。既存農家 2 戸が園地を拡大しており今後の増産が見込まれる。

花粉出荷状況

	受入量	精製量	販売金額（うち農家精算額）	受入期間
5 年	215.3kg	1,920g	2,112 千円（1,478 千円）	5/7～5/19
4 年	50.0kg	226g	サンプル配布	5/5～5/10

ブルーベリー栽培について、収穫量は豊作であった昨年に比べ減少しているものの、例年並みの 1,074kg となった。全国的に豊作であったことから市場での単価が低く 1,112 千円の販売額となっている。五郎丸園地の終了に伴い来期は収量減となる。ブルーベリー栽培を継続するか判断が必要となっている。

ブルーベリー出荷状況

	出 荷 量	金 額	収穫期間
5 年	1,074.4kg	1,112 千円	6/24～8/3
4 年	1,334.0kg	1,630 千円	6/22～8/10
3 年	800.0kg	1,010 千円	6/17～8/12

3. 梅事業（製造部門）

和歌山の3年連続豊作による完熟梅の在庫過多により、納品見込みが立つ11月に具体的な数字がまったく挙がらず、販売先の最終確定は3月20日を過ぎた。年度内での販売のために一部価格も下げている。梅加工場は一部の顧客に少量の青梅・冷凍梅を販売しているが、完熟梅を一次加工（塩漬・天日干し・樽詰）した一次加工梅の製造販売が中心となる。その一次加工梅は和歌山の在庫によって出荷の見込みすら立たない状態が続いており、状況の改善が必要となっている。そこで販売先や作業分散を考え、青梅（青梅の生果）、カリカリ梅（青梅の一次加工品で塩蔵梅）、冷凍梅（完熟梅の生果を冷凍）、一次加工梅（完熟梅の一次加工品）の4商品を構成することで一次加工梅の比率を下げていきたい。それぞれの商品は顧客からの注文に応じて青梅、カリカリ梅、冷凍梅を必要量確保し、残りを一次加工梅とする。

今年の梅は前年のなり疲れや目黒上家地地区の低温による不作、収穫前の台風などの影響で受入量は37.8tであった。品質については台風により農薬が流されたことや気温が高かったことによる黒星病・かいよう病の発生により格外品が60%と大幅に増えている。毎年16戸の受入となるが不作や品質の問題により3戸が出荷をしていない。

青梅について、旭酒造(株)と菓子工房 KAZU から注文をいただいております、受入量は1.2t（前年0.1t）に増加している。またカリカリ梅の開発テストを(株)大利根漬と行っており、結果として加工に問題はなく、来年はまとまった量を収穫製造する。

完熟梅について、ブルーダイヤファクトリーから冷凍梅0.6tの注文をいただいている。受入量は36.6t（前年76.0t）である。一次加工梅の出荷状況は紀の誉食品に1,270樽3,459千円、南紀梅干に246樽797千円、大利根漬に236樽945千円、東乃匠に130樽658千円、玉井民友商店に109樽724千円、守谷漬物に70樽164千円、菓子工房 KAZU に25樽148千円となっている。一次加工梅の販売調整はフードコーディネーターの鎌田氏に業務委託している。

それぞれの出荷額は青梅579千円、冷凍梅195千円、一次加工梅6,897千円となっている。

農家への買取額は、青梅が450～300円で396千円、完熟梅はA級120～90円、B級80～40円、格外30円と買取価格にならって大幅に値下げしたことにより2,143千円となった。

昨年の梅の一次加工処理が年度内に終わらず5月まで作業を行っており、製造出荷経費が余分に上乗せとなっている。

梅加工場扱い実績

	受入量	受入金額	加工梅出荷量	加工梅出荷金額
5年	37.8t	2,540千円	20.8t	6,897千円
4年	76.0t	8,890千円	39.1t	16,703千円
3年	39.0t	4,827千円	20.9t	10,089千円

4. アグリレスキュー事業（一般管理部門）

農家支援の目的で農作業受託を行っている。圃場状態や人員不足の影響もあり全体の依頼件数は減少しているが、五郎丸の開墾もあり451件19,711千円となっている。

草刈作業は他の作業により依頼に対応できなかったこともあり 109 件 1,527 千円となった。人手が無いため効率は悪いが何回かに分けて作業を行っており作業日数は大きく増加している。水稻作業は稲刈依頼が増加し 90 件 5,245 千円となった。8 月の断続的な降雨により圃場が乾くことがなく、水が溜まった状態の中での作業となった。一部の圃場では当社のコンバインでは重量で沈んで作業ができないため再委託を行っている。新旧 2 台体制で作業を行っているが、今回無理をさせたことにより多額のメンテナンス費用が掛かっている。桃作業は、今年は実の成りが早く徐々に肥大していったため農家で十分対応が可能だったこともあり、袋掛けの依頼が減少し 49 件 700 千円となった。梅作業は収穫作業が大幅に減少したものの、剪定・消毒の依頼が増え 114 件 1,296 千円となっている。柚子作業は依頼を受けた園地すべてが豊作で各作業とも増加し 61 件 2,471 千円となった。その他の依頼は茶や栗の農地管理や重機作業で、五郎丸の開墾作業が加わり 28 件 8,469 千円となっている。

		件数	時間依頼	面積依頼	作業賃金	日 数
草刈作業	5 年	109 件	735.5h	1,440.0a	1,527 千円	147 日
	4 年	117 件	828.5h	1,456.0a	1,444 千円	81 日
	3 年	127 件	925.5h	1,879.0a	1,548 千円	104 日
水稻作業	5 年	90 件	0.0h	2,907.5a	5,245 千円	45 日
	4 年	90 件	12.0h	2,916.0a	4,249 千円	46 日
	3 年	82 件	7.0h	2,837.0a	3,735 千円	44 日
桃作業	5 年	49 件	470.5h	1,226.0a	700 千円	50 日
	4 年	51 件	934.5h	798.0a	1,081 千円	60 日
	3 年	49 件	799.0h	860.0a	856 千円	63 日
梅作業	5 年	114 件	801.0h	2,979.0a	1,296 千円	80 日
	4 年	192 件	1,059.0h	5,037.0a	1,276 千円	93 日
	3 年	84 件	634.5h	2,135.0a	743 千円	83 日
柚子作業	5 年	61 件	1,545.0h	1,499.0a	2,471 千円	77 日
	4 年	54 件	751.0h	1,536.0a	1,034 千円	48 日
	3 年	84 件	1,177.5h	2,283.0a	1,466 千円	80 日
その他農作業	5 年	28 件	172.0h	300.0a	8,469 千円	63 日
	4 年	53 件	808.5h	489.0a	1,984 千円	74 日
	3 年	55 件	305.5h	588.0a	932 千円	68 日

社員 1 名が 8 月に体調不良で緊急入院となったが、現在は回復し通常勤務となっている。勤務状況の改善のため正社員の募集を検討しているが適切な人材は見当たらず、季節パートの 1 名増員で対応している。

5. 研修事業（一般管理部門）

研修生（岡部祐亮 2 年目）1 名を受け入れ、年 2 回のキュウリ栽培を中心に研修を行っている。今春の半促成栽培より 2 棟の研修ハウス（A 棟 252 m²、B 棟 132 m²）での栽培となっている。半促成栽培は 3/15 に定植、4/22 に出荷を開始し 7/14 まで収穫を行い 3.9t 1,313 千円の売上、抑制栽培は 8/23 に定植、9/22 に出荷を開始し 12/1 まで収穫を行い 2.5t 1,048 千円の売上となっている。研修生の希望もあり、並行してサツマイモ栽培もおこなっており 1,200 本を定

植し 606kg を収穫している。収穫したサツマイモは商品開発の材料として使用しており、指導班を介して城川の加工業者（えひめ生き生きファーマーズ㈱）と干し芋やイモ粉末の製造を行っている。商談会では複数の企業から声を頂いているとの報告があった。研修生については真剣に取り組んでおり、設備が整えばキュウリ栽培は支障なくできると判断するが、施設整備まで間が空くため露地栽培を行うとのことである。

JA 出荷状況

	半促成栽培	抑制裁培	備考
5 年	3,965kg 1,313 千円	2,505kg 1,048 千円	
4 年	2,673kg 769 千円	1,905kg 699 千円	
3 年	2,001kg 530 千円	1,633kg 478 千円	かごもり 11 千円

研修生の募集活動としてえひめ農林漁業振興機構が開催する就業相談会への参加とネットを活用した募集活動を行っているが反応はなく、研修生は不在の状態となる。

10 月より援農ボランティアを募集している。これまでに 3 組 4 人がボランティア登録している。11/2～4 に 1 名が柚子収穫作業、2/28～3/1 に 1 名が梅剪定作業を行っている。今後は梅の収穫や桃の袋掛け等も募集していきたい。

㈱松野町農林公社人員一覧

（１）役員

令和 6 年 5 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	備 考	役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	坂本 浩	非常勤	監 査 役	岡村 俊男	
取 締 役	岡 正司	使用人兼務	〃	橋田 忠弘	
〃	河野 祐一	使用人兼務			
〃	松本 優	使用人兼務			
〃	入船 功	非常勤			

（２）社員、常勤パート従業員

	氏名	年齢	保険等加入状況			備考
			健康保険	厚生年金	雇用保険	
社員 9 名	岡 正司	54	○	○	○	
	河野 祐一	47	○	○	○	
	松本 優	40	○	○	○	
	入船 信	58	○	○	○	
	宇都宮俊之	50	○	○	○	
	役 和久	50	○	○	○	
	高橋 生司	37	○	○	○	
	竹内 有人	49	○	○	○	
	岡本 新也	41	○	○	○	
育苗パート 2 名	松下 貴恵	54	○	○	○	
	宮崎 静香	40	○	○	○	
青果パート 2 名	平田真由美	64	○	○	○	
	本岡 清香	44	○	○	○	

（３）季節パート（令和 5 年度実績）

育苗事業 6 名、青果事業 2 名、梅事業 6 名、アグリレスキュー事業 7 名

決議事項

第1号議案 第26期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

9頁、決算報告書参照

第2号議案 取締役報酬決定の件（2年目／任期2年）

（現行）取締役の報酬総額を3万円以内とする。

	報酬（現行）	報酬（新）
代表取締役	無報酬	
取締役（兼務役員）	無報酬	
取締役（兼務役員）	無報酬	
取締役（兼務役員）	無報酬	
取締役	30,000 円	

第3号議案 監査役報酬決定の件（2年目／任期4年）

（現行）監査役の報酬総額を6万円以内とする。

	報酬（現行）	報酬（新）
監査役	30,000 円	
監査役	30,000 円	

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
	今 期	前 期		今 期	前 期
【流動資産】	31,206,103	39,426,018	【流動負債】	9,522,400	24,867,148
現金預金	9,390,073	1,981,192	買掛金	2,921,805	2,216,793
未収入金	11,018,043	28,447,951	借入金		8,038,441
有価証券	508,000	508,000	未払金	5,130,830	13,820,615
商 品	7,915,730	6,520,611	預 り 金	1,286,265	607,799
原 材 料	2,127,192	1,832,302	未払法人税等	183,500	183,500
仕 掛 品	305,195	350,292	【固定負債】	3,099,690	3,017,850
前払費用	16,500		長期リース未払金	3,099,690	3,017,850
預 け 金	7,170	7,170			
貸倒引当金	△81,800	△221,500			
【固定資産】	12,120,350	13,276,698	負債合計	12,622,090	27,884,998
(有形固定資産)			純 資 産 の 部		
建 物	14,271	28,539		今 期	前 期
構 築 物	4,710,544	4,927,367	【株主資本】	30,704,363	24,817,718
機 械 装 置	3,809,978	5,078,033	(資 本 金)	45,000,000	45,000,000
車両運搬具	27,763	2	(利益剰余金)	△14,295,637	△20,182,282
工具器具備品	138,104	204,907	繰越利益剰余金	△14,295,637	△20,182,282
リース資産	3,099,690	3,017,850			
(投資等その他)					
出 資 金	320,000	20,000			
			純資産合計	30,704,363	24,817,718
資産合計	43,326,453	52,702,716	負債・純資産合計	43,326,453	52,702,716

損 益 計 算 書

令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

(単位 円)

	今 期		前 期	
【売上高】				
育苗売上	48,689,220		45,373,878	
青果売上	20,728,234		20,473,303	
梅売上	8,576,801		17,893,410	
作業売上	19,711,231		11,071,042	
研修売上	2,361,267	100,066,753	1,468,872	96,280,505
【売上原価】				
仕入高	153,781		88,247	
当期製品製造原価	77,160,388	77,314,169	82,582,860	82,671,107
売上総利益		22,752,584		13,609,398
【販売費及び一般管理費】		53,311,168		46,665,226
営業損失		△30,558,584		△33,055,828
【営業外収益】				
受取利息	115		110	
受取配当金	40,000		37,000	
雑収入	3,283,805		3,725,280	
委託料	24,000,000		23,950,000	
補助金	10,227,346	37,551,266	17,778,625	45,491,015
【営業外費用】				
支払利息	40,256		59,727	
雑損失	967	41,223	2,610	62,337
経常利益		6,951,459		12,372,850
【特別利益】				
貸倒引当金戻入額	139,700	139,700		
【特別損失】				
固定資産除却損	1			
固定資産圧縮損	1,014,872	1,014,873	11,189,195	11,189,195
税引前当期純利益		6,076,286		1,183,655
法人税等		189,641		189,181
当期純利益		5,886,645		994,474

販売費及び一般管理費

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (単位 円)

科目名	今 期	前 期
役 員 報 酬	60,000	90,000
給 料 手 当	15,770,188	15,132,927
法 定 福 利 費	3,372,910	3,183,703
福 利 厚 生 費	1,649,566	1,598,473
賞 与	6,228,500	4,921,200
広 告 宣 伝 費	419,000	42,900
販 売 燃 料 費	3,538,455	2,311,417
旅 費 交 通 費	184,915	254,815
通 信 費	360,212	362,012
水 道 光 熱 費	730,667	777,492
農 具 費	155,070	119,218
消 耗 品 費	1,452,604	218,681
保 険 料	462,030	480,764
事 務 用 品 費	124,180	97,301
立 替 資 材 代	659,190	438,784
支 払 消 費 税	6,219,700	5,069,300
租 税 公 課	306,046	226,583
交 際 接 待 費	13,384	18,804
土 地 借 上 料	243,100	245,200
減 価 償 却 費	3,355,917	3,619,444
賃 借 料	1,100,078	521,312
支 払 手 数 料	4,227,811	4,329,555
諸 会 費	106,400	69,250
事 務 費	1,047,712	911,453
衛 生 費	173,030	181,397
援 農 ボ ラ 雑 費	63,800	
新 聞 図 書 費	27,876	27,876
貸倒引当金繰入額		138,400
雑 費	1,258,827	1,276,965
合 計	53,311,168	46,665,226

製造原価報告書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位 円)

	今 期		前 期	
【材 料 費】				
種 苗 費	7,991,529		8,400,859	
肥 料 費	4,377,646		4,403,312	
農 薬 費	899,658		715,505	
諸 材 料 費	4,238,512		4,989,762	
花 蕾 費	1,478,400		124,795	
梅 費	2,294,044	21,279,789	7,789,907	26,424,140
【労 務 費】				
給 料 手 当	37,494,057		39,572,417	
法 定 福 利 費	4,673,172	42,167,229	4,838,038	44,410,455
【外 注 費】				
委 託 料	1,301,540	1,301,540	651,572	651,572
【経 費】				
水 道 費	559,765		680,860	
修 繕 費	3,450,079		1,643,687	
電 力 費	2,461,215		2,977,310	
燃 料 費	5,940,771	12,411,830	5,794,836	11,096,693
当期製品製造原価		77,160,388		82,582,860

【監査報告】

監査の結果いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

令和6年5月10日

監査役 岡 村 俊 男

監査役 橋 田 忠 弘

協議事項

第 27 期（令和 6 年度）事業計画案

各種苗に関する業務を行う育苗事業、トマトやブルーベリー、花粉の生産販売を行う青果事業、梅加工場の運営を行う梅事業、農家支援を行うアグリレスキュー事業、研修により新規就農者をつくる研修事業の 5 つの事業を行う。

売上高 1 億円を維持するために各事業で収支を意識する。トマトの黄化葉巻病は全国的に蔓延しており、熱消毒ができない当施設では原因となるコナジラミの駆除は難しく、青果事業の安定運営には収量回復が優先事項となる。梅加工場ではカリカリ梅の出荷が開始される。満足いただける商品の出荷により取扱量の増加を狙う。

各事業とも人手不足気味の中、常勤パートが続けて定年退職を迎える。仕事を任せられる常勤パートの確保が必要である。

業 務	業 務 内 容
育苗事業の推進 (製造部門)	良質苗の提供により、大口の既存顧客を中心に、各直売所への出荷・品揃えを強化し売上を確保する。 ・増加する野菜苗の注文を滞りなく生産出荷する。 ・DCM との商談をまとめるとともに、直売所用の高価格商品を作る。 ・さくらひめの二番花を他品目に切換え売上確保のテストを行う。
青果事業の推進 (製造部門)	黄化葉巻病対策を施して安定収穫に努めるとともに、増産分を共販出荷にまわし売上を拡大する。キウイ花粉事業を安定運用する。 ・トマトの品種変更により安定生産と収量の増加を図る。 ・キウイ花粉精製の技術を向上させ運用を滞りなく行う。 ・今後のブルーベリー生産及び自社花粉園について検討を行う。
梅事業の推進 (製造部門)	梅農家指導により高品質な梅の受入量を増やし、高品質商品の出荷に努める。販路開拓により青梅の比率を上げる。 ・生産した一次加工梅を年度内に全量出荷する。 ・カリカリ梅の生産を開始し全量出荷する。 ・梅商品の販売強化を行う。BtoC の検討を行う。
アグリレスキュー事業 の推進 (一般管理部門)	各種団体の協力のもと積極的な受託作業を展開し優良農地の荒廃防止に努めるとともに、農地運営を検討する。 ・人員の募集を行い、増加する作業依頼に計画的に対応する。 ・技術向上とスケジュール管理により作業を安全かつ効率的に行う。 ・農作業受託事業連絡協議会メンバーとの作業受託の調整を行う。
研修事業の推進 (一般管理部門)	担い手総合支援事業を活用して研修を実施し、町内に新規就農者を確保する。営農ボランティアの活用を図る。 ・研修活動により新規就農者をつくる。 ・就農希望者に現場体験ができる様に栽培管理を行う。 ・研修生の募集活動を行い、研修実績をあげる。

第 27 期（令和 6 年度）収支計画案

収 入 135,740 千円

支 出 129,050 千円 繰越金 △14,295 千円

今期利益 6,690 千円 通期利益 △7,605 千円

（収入の部）

単位：千円

科 目			予算額	前予算	前実算	説 明
育苗事業費	事業収入	販売収入	50,000	48,500	48,689	花苗、野菜苗、さくらひめ 指定管理料、農業振興費
	事業外収入	委託料	2,900	2,900	2,900	
青果事業費	事業収入	販売収入	22,500	20,500	20,728	トマト、花粉、ブルベリ、委託料 指定管理料、キウイ事業補助
	事業外収入	委託料	3,800	4,000	3,872	
梅事業費	事業収入	販売収入	10,200	12,200	8,576	梅、選果代行、梅製品 指定管理料、塩・樽補助
	事業外収入	委託、補助	4,330	4,370	4,271	
アグリ事業費	事業収入	作業収入	15,700	10,500	19,711	受託作業 事業補助、
	事業外収入	補助金	4,500	4,500	4,271	
研修事業費	事業収入	販売収入	2,300	1,600	2,361	生産物販売 事業補助、担い手事業、指導料
	事業外収入	補助金	4,010	4,040	4,576	
事務所管理費	事業外収入	委託料 補助金	14,000	14,000	14,000	指定管理料
雑入			1,500	1,800	3,362	雑収入、指導料、事務所管理
合 計			135,740	128,910	137,757	

（支出の部）

単位：千円

科 目			予算額	前予算	前実算	説 明
育苗事業費	一般管理費	販売管理費	7,000	6,500	7,007	支払手数料、減価償却費、販売燃料 費、保険料
	製造原価	材料費	14,000	14,800	13,937	種苗、肥料、農薬、諸材料
		労務費 製造経費	21,500 6,100	21,100 6,500	21,030 6,106	人件費 電気水道燃料費、農家委託費
青果事業費	一般管理費	販売管理費	5,500	5,500	5,544	支払手数料、減価償却費、販売燃料 費、土地代
	製造原価	材料費	3,700	2,200	3,787	肥料、農薬、諸材料
		労務費 製造経費	13,000 4,100	13,200 4,100	13,387 4,006	人件費 電気水道燃料費、出荷資材
梅事業費	一般管理費	販売管理費	2,500	2,200	2,925	配送費、支払手数料、リース代
	製造原価	材料費	3,500	5,200	3,144	梅代、諸材料、塩代
		労務費 製造経費	7,500 1,000	7,700 600	8,180 606	人件費 電気水道、修繕費
アグリ事業費	一般管理費	販売管理費	18,500	16,400	19,730	人件費、燃料費、減価償却、農具、 リース代
	製造原価	材料費	200	100	199	農薬代
		労務費 製造経費	500 1,000	0 600	511 1,681	修繕メンテナンス
研修事業費	一般管理費	販売管理費	1,000	3,700	1,466	人件費、支払手数料、リース代、土 地代、旅費
	製造原価	材料費	450	450	364	肥料費、農薬費、出荷資材、諸材料
		労務費 製造経費	0 200	0 150	0 369	車検、修繕費
事務所管理費	一般管理費	販売管理費	17,000	13,000	16,636	人件費、消費税、減価償却費、事務 費、光熱費
予備費			800	800	1,245	固定資産圧縮損、雑損
合 計			129,050	124,800	131,871	

報告第5号

フォレスト株式会社に関する報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年度フォレスト株式会社事業報告及び決算

フォレスト株式会社

定時株主総会資料

令和 6 年 5 月 30 日 午後 16 時 30 分

松野町役場 2 階第 1・2 会議室

本店住所 松野町大字豊岡 4 4 6 5 番地

(0 8 9 5 - 4 2 - 1 6 6 8)

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報告事項

第 1 期（令和 5 年度）営業報告の件

4. 決議事項

第 1 号議案 第 1 期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

第 2 号議案 取締役・監査役報酬決定の件

5. 協議事項

第 2 期（令和 6 年度）事業計画、収支計画の件

6. 閉 会

報告事項

営業報告

第1 一般的事項

第1-1. 総括（第1期）〔令和5年10月2日より令和6年3月31日〕

当社は、任意団体「森の国まきステーション」の事業を受け継ぎ令和5年10月2日に『森林の循環を回復する』をミッションとして設立し事業を開始しております。当社の主たる営利事業は「薪製造販売事業」であり、本事業を推進する中で以下3点の指針を重視してまいりました。

指針① 森林の循環：

森林資源が豊富なこの地の自然を守るために、従来は山中に放置されていた間伐時に発生する未利用材を薪に加工することで持続可能なエネルギー源として提供します。

指針② 経済の循環：

未利用材を購入時に林家さんに支払う代金の半分は、町内で利用できる薪商品券として提供し地域の経済の活性化に寄与します。

指針③ 地域の人々との協力：

地域の人々と連携し、地域の環境保全や林業の後継者育成、持続可能なエネルギーの普及に取り組みます。

結果、令和5年度（第1期）決算では、収入総額15,660千円、支出総額13,052千円となり、2,608千円の純利益となりました。

第1-2. 主な業務、行事の経過報告

本年度は「指針③ 地域の人々との協力」の一環として講演会：1件、視察受入れ：3件、講師：1件、等を行い林業の後継者育成、持続可能なエネルギーの普及に取り組みました。また、安全衛生、生産性向上に向けた投資を実施いたしました。

月	日	業 務 ・ 行 事
10	2	フォレスト株式会社設立
10	18	視察受入れ（南予ブロック農業委員会職員研修会様）
11	11	第1回フォレストカレッジ開催（一般社団法人 森と未来 小野なぎさ氏講演会）
11	17	森林アカデミー講師（森林サービス産業担当）
11	24	森の国まきステーション解散総会
12	11	視察受入れ（南予森林アカデミー様）
12	25	視察受入れ（NPO 法人地域資源活性化協議会様）
1	31	安全衛生/施設整備施策 危険な建物の一部撤去
2	6	NEXT スタートアップ愛媛出場
2	20	生産性向上施策 乾燥ラックの新設
2	26	西栗倉村視察
3	2	NHK 取材 （4/19 放映）
3	31	安全衛生/施設整備施策 トイレ改修
3	31	生産性向上施策 バックオフィス業務のDX化完了

第２ 事業状況

第２－１．売上

今期の薪製造販売の事業は、売上は８，６４８千円となりました。販売先別では、事業所向け７，６８９千円（８８．９％）、個人向け９３１千円（１０．８％）、その他２７千円（０．３％）となっております。事業所向けに関しては、温浴施設を運営している宇和島福祉協会/ぽっぽ温泉様、株式会社プログレッション/ていれぎの湯様が大口顧客であり、通年での売上確保、経営の安定に繋がっています。

売上実績 ※令和５年１０月～令和６年３月

	売上	割合
全体	8,648 千円	100.0%
内 事業所向け	7,689 千円	88.9%
内 個人向け	931 千円	10.8%
内 その他	27 千円	0.3%

任意団体「森の国まきステーション」の実績も含めた売上の年度推移を示します。令和５年度は「森の国まきステーション」の上期実績と上記フォレスト株式会社の実績の合算値となっています。生産性向上施策を実施することで大口顧客である宇和島福祉協会/ぽっぽ温泉様、株式会社プログレッション/ていれぎの湯様への安定供給が可能となるとともに顧客の潜在ニーズに対応した商品を提供することで高単価商品が拡販でき過去最高の売上となりました。

売上推移

	売上
令和５年度	14,228 千円
令和４年度	6,772 千円
令和３年度	5,461 千円
令和２年度	6,400 千円
令和元年度	6,133 千円

第２－２．原木受入量

「指針① 森林の循環」の量的指標として間伐時に発生する未利用材の受入量で示します。令和５年度は「森の国まきステーション」の上期実績と上記フォレスト株式会社の実績の合算値となっています。本年度は過去最高の６１７トンとなりました。一方で、フォレスト株式会社発足後の令和５年度下期は、過去３番目の高い受入量ではありますが想定より約１００トン未達となりました。今後、温浴施設を運営している顧客に薪を安定供給するためには、未利用材の受入量確保が課題であると認識しています。なお、原木受入れの６６％は松野町内、３３％は松野町外からとなっています。

受入量推移

	上期	下期	合計
令和５年度	356 トン	261 トン	617 トン
令和４年度	120 トン	208 トン	328 トン
令和３年度	91 トン	215 トン	306 トン
令和２年度	161 トン	95 トン	256 トン
令和元年度	202 トン	307 トン	509 トン

第２－３．口座振込額/商品券発行額

「指針② 経済の循環」の量的指標として林家さんの口座への振込額と商品券発行額の推移を示します。令和５年度は「森の国まきステーション」の上期実績と上記フォレスト株式会社の実績の合算値となっています。松野町内で利用できる商品券の発行額は約２００万円となっており、地域の経済活性化に寄与いたしました。

口座振込額/商品券発行額推移

	口座振込額	商品券発行額
令和５年度	3,098,524 円	1,993,000 円
令和４年度	1,365,849 円	1,093,000 円
令和３年度	1,158,506 円	992,500 円
令和２年度	938,880 円	805,500 円
令和元年度	1,843,840 円	1,625,500 円

第２－４ 人員構成

フォレスト株式会社人員一覧

(１) 役員

令和６年５月１日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表取締役	河野 亮二	監 査 役	岡村 俊男
取 締 役	坂本 浩	〃	橋田 忠弘
〃	杉本 光		
〃	岡 正司		

(２) 社員、アルバイト一覧

	氏名	保険等加入状況			備考
		健康保険	厚生年金	雇用保険	
社員 １名	前田 雅俊	○	○	○	
アルバイト ３名	金谷 恒夫				
	川嶋 健佑				
	竹本 圭吾				
パート １名	堀川 里恵				

決議事項

第1号議案 第1期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件
次頁、決算報告書参照

第2号議案 取締役・監査役報酬決定の件

	報 酬 (現 行)	報 酬 (新)
代表取締役	2,760,000円/年	2,898,000円/年
取 締 役	無報酬	無報酬
監 査 役	60,000円 1人あたり：30,000円/年	60,000円 1人あたり：30,000円/年

貸借対照表

令和6年3月31日現在

フォレスト株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【14,314,303】	【流動負債】	【3,365,531】
現 金 ・ 預 金	10,741,976	買 掛 金	380,000
売 掛 金	1,450,317	短 期 借 入 金	2,000
未 収 入 金	59,574	未 払 金	2,133,249
商 品	1,843,972	預 り 金	88,782
仮 払 金	4,530	未 払 法 人 税 等	761,500
繰 延 税 金 資 産	224,934	負債の部合計	3,365,531
貸 倒 引 当 金	△11,000	純 資 産 の 部	
【固定資産】	【559,523】	【株主資本】	【11,508,295】
(有形固定資産)	(549,523)	資 本 金	8,900,000
建 物 付 属 設 備	549,523	利 益 剰 余 金	2,608,295
(投資その他の資産)	(10,000)	その他利益剰余金	2,608,295
出 資 金	10,000	繰越利益剰余金	2,608,295
		純資産の部合計	11,508,295
資産の部合計	14,873,826	負債純資産の部合計	14,873,826

損 益 計 算 書

令和 6 年 3 月 31 日 現在

フォレスト株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	8,647,868	
売上返品・値引き	△6,930	8,640,938
【売上原価】		
仕 入 高	4,374,841	
期末商品棚卸高	1,843,972	2,530,869
売 上 総 利 益		6,110,069
【販売費及び一般管理費】		9,985,047
営 業 損 失		△3,874,978
【営業外収益】		
受 取 利 息	44	
雑 収 入	7,019,799	7,019,843
【営業外費用】		0
経 常 利 益		3,144,865
【特別利益】		0
【特別損失】		0
税引前当期純利		3,144,865
法人税、住民税		761,504
法人税等調整額		△224,934
当 期 純 利 益		2,608,295

販売費及び一般管理費

令和6年3月31日現在

フォレスト株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
役員報酬	1,380,000	
給料	1,206,375	
法定福利	506,298	
雑賞	1,484,582	
車	92,500	
旅費	816,704	
研費	109,135	
業修	483,400	
通務	550,000	
水道	53,074	
水品・消耗品	174,171	
備繕	1,467,520	
修除	434,788	
保	243,490	
租税	107,003	
地代	165,000	
減価償却	319,797	
支払手数	149,210	
支払報酬	231,000	
貸倒引当金繰入額	11,000	
販売費・一般管理費		9,985,047

【監査報告】

監査の結果いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

令和6年5月28日

監査役 岡 村 俊 男

監査役 橋 田 忠 弘

協議事項

第2期（令和6年度）事業計画案

当社の持続的成長は、森林の循環の促進、林家や地域経済の活性化にもつながると認識しております。持続的成長のためには、定常的に未利用材の受入量を確保し顧客に安定供給することが必須であると言えます。本年度は、中長期視点にも立って以下の事業を実施します。

事業	内容
薪製造販売業の推進	大口顧客への薪の安定供給を実現する。 ✓ 製造工程のDXを推進し製造原価低減を行う。 ✓ 製造原価低減により得られた利益を受入価格に転嫁することで未利用材の受入量を確保する。 ✓ 受入価格に転嫁することで地域経済の活性化に貢献する。
森林整備事業の推進	当社内に新規森林整備部門を整備し、森林整備を行いながら未利用材を安定的に確保する。 ✓ 町と協力し中長期計画を策定する。 ✓ 南予森林アカデミーに1名派遣し林業に関する知識と技術を習得する。
林業普及事業の推進	林業/林業関連事業に関わる人を増やし、将来的な林業従事者の増加に繋げる。 ✓ ぽっぽ温泉を運営している宇和島福祉協会と協力し、障害者雇用に向けた林福連携を模索する。 ✓ 松野町内外に講演会やワークショップを通じて林業の魅力を発信する。

第2期（令和6年度）収支計画案

収 入 23,000 千円

支 出 23,000 千円

収入の部

支出の部

(単位：円)

事 業 名	金 額	科 目	金 額
薪 製 造 販 売 事 業	23,000,000	役 員 報 酬	2,958,000
(内 事業売上)	(16,000,000)	賃 金	2,331,000
(内 事業補助金)	(7,000,000)	賞 与	351,000
		法 定 福 利 費	1,720,000
		雑 給	3,100,000
		仕 入 高	6,500,000
		車 両 費	1,650,000
		研 修 採 用 費	200,000
		広 告 宣 伝 費	550,000
		払 手 数 料	500,000
		修 繕 費	860,000
		水 道 光 熱 費	212,000
		地 代 家 賃	330,000
		通 信 費	150,000
		備 品 ・ 消 耗 品 費	1,378,000
		旅 費 交 通 費	170,000
		予 備 費	40,000
合 計	23,000,000	合 計	23,000,000

報告第 6 号

令和 5 年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、令和 5 年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5 年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	消防ポンプ自動車整備事業（宇和島地区 広域事務組合負担金）	1,433,000	1,433,000	0	0	0	1,200,000	0	233,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳システム改造事業	14,732,000	14,732,000	0	14,732,000	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給 付金事業	26,239,656	26,239,656	0	26,239,656	0	0	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業（町道延野々線改良事 業外 1 件）	15,300,000	15,300,000	0	7,215,000	0	8,000,000	0	85,000
	3 河川費	境谷集落・避難路保全斜面地震対策事業	11,200,000	11,200,000	0	0	6,720,000	4,400,000	0	80,000
9 消防費	1 消防費	耐震性貯水槽新設事業（豊岡前 8 区外 3 件）	27,874,000	27,874,000	0	10,972,000	0	14,500,000	0	2,402,000
合 計			96,778,656	96,778,656	0	59,158,656	6,720,000	28,100,000	0	2,800,000

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂 本 浩

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

告示第52号

吉支第2号

専 決 処 分 書

令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 6 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度松野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,701千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月31日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸収入		3	3 5, 7 0 1	3 5, 7 0 4
	2. 貸付金元利収入	2	3 5, 7 0 1	3 5, 7 0 3
歳 入 合 計		1 7 5	3 5, 7 0 1	3 5, 8 7 6

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰上充用金		0	3 5, 7 0 1	3 5, 7 0 1
	1. 繰上充用金	0	3 5, 7 0 1	3 5, 7 0 1
歳 出 合 計		1 7 5	3 5, 7 0 1	3 5, 8 7 6

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸収入	3	3 5, 7 0 1	3 5, 7 0 4
歳 入 合 計	1 7 5	3 5, 7 0 1	3 5, 8 7 6

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 繰上充用金	0	35,701	35,701			35,701	
歳 出 合 計	175	35,701	35,876			35,701	

2. 歳 入

5 款 諸収入				2 項 貸付金元利収入		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 貸付金元利収入	2	35, 701	35, 703	1. 滞納繰越分	35, 701	・ 滞納繰越分 35, 701
計	2	35, 701	35, 703			
5 款合計	3	35, 701	35, 704			

歳入合計	175	35, 701	35, 876			
------	-----	---------	---------	--	--	--

3. 歳 出

4 款 繰上充用金

1 項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 繰上充用金	0	35,701	35,701			35,701		21. 補償、補填 及び賠償金	35,701	・ 前年度繰上充用金 35,701
計	0	35,701	35,701			35,701				
4 款合計	0	35,701	35,701			35,701				

歳出合計	175	35,701	35,876			35,701				
------	-----	--------	--------	--	--	--------	--	--	--	--

承認第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和6年3月31日専決処分 松野町税条例の一部を改正する条例

告示第 4 5 号

専 決 処 分 書

松野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決処分

松野町長 坂本 浩

松野町条例第 1 3 号

松野町税条例の一部を改正する条例

松野町税条例（昭和 40 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削る。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第7条の5を次のように改める。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5

項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項及び第47条の5第1項の規定の適用については、第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

附則第7条の5の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期において

はその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
- （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）
- 第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額

及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、

当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
 - 3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の

額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
- （令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第13項を削り、第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第16条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項

の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の

5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松野町税条例の規定

中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和 6 年 3 月 3 1 日専決処分 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

告示第 4 6 号

専 決 処 分 書

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決処分

松野町長 坂 本 浩

松野町条例第 1 4 号

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松野町国民健康保険税条例（平成 30 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

第 24 条第 2 項中「納期限前 7 日まで」を「納期限まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の松野町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第6号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和6年3月31日専決処分 松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

告示第 4 4 号

専 決 処 分 書

松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決処分

松野町長 坂 本 浩

松野町条例第 1 2 号

松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

松野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第 7 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂本 浩

告示第47号

専 決 処 分 書

松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

松野町長 坂本 浩

松野町条例第8号

松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第7条第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第8条第5項第5号中「第67条」を「第67条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改め、同条第12項中「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第65条第1項第1号ア」を「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」に、「同条第1項第1号ア」を「同条第1項第1号イ」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項中「第5項で」を「第5項に」に改め、同項第2号中「磁気ディスク

ク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中

「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の29第2項中「指定居宅介護支援事業」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第61条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の31第3項中「第74条第1項」を「第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定居宅サービス等基準第70条第1項」に改める。

第61条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第68条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第6項の表(1)の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第114条」の次に「、第194条第3項」を加える。

第88条第2項第2号ウ中「以下」を「以下この号において」に改める。

第94条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第

7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第109条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「、第106条及び第108条の2」に改める。

第132条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削

る。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録

する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

第174条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第108条の2」を加える。

第192条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に、「第64条」を「第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定居宅サービス等基準第59条」に改める。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第14項中「第65条第1項第1号ア」を「第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」に、「同条第1項第1号ア」を「同条第1項第1号イ」に改める。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第10条中「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第94条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第108条の2（新条例第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第108条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第174条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

承認第 8 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂本 浩

告示第48号

専 決 処 分 書

松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

松野町長 坂本 浩

松野町条例第9号

松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第45条第7項」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項中「第5項で」を「第5項に」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表(1)の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務

(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。))又は指定訪問看護事業者(指定居宅サー

ビス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第64条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

承認第 9 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂本 浩

告示第49号

専 決 処 分 書

松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

松野町長 坂本 浩

松野町条例第10号

松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専

門員」という。) でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「利用料の支払」を「前条第1項の利用料の支払」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第31条第31号を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第12号中「愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号」を「愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号」に改め、「等県指定介護予防サービス等基準条例」の次に「第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定介護予防サービス等基準」を加え、同条第13号中「県指定介護予防サービス等基準条例」の次に「第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定介護予防サービス等基準」を加え、同条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。た

だし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

（31） 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

承認第 10 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂本 浩

告示第50号

専 決 処 分 書

松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

松野町長 坂本 浩

松野町条例第11号

松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」に改める。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している

場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削り、「（当該」を「（その管理する」に改める。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならな

い。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第12号中「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第25条第1項」を「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）第4条の規定によりその定める基準をもって同条の基準とされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項」に、「同条例」を「同令」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 32 号

松野町農産物加工施設設置条例の一部改正について

松野町農産物加工施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

山菜等加工創作館の解体に伴い、条例から同施設を削除するもの。

松野町農産物加工施設設置条例の一部を改正する条例

松野町農産物加工施設設置条例（平成 18 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
農山村多目的機能活用施設	松野町大字奥野川 263 番地 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

動産の買入れについて

次のとおり、動産を買い入れるものとする。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松野町長 坂 本 浩

- 1 買 入 物 件 塵芥車 1 台
- 2 契約の相手方 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡 3017 番地第 1
有限会社松野オートサービス
代表取締役 生 谷 博 樹
- 3 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 4 買 入 価 格 12,650,000 円

令和6年度松野町一般会計補正予算（第1号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第34号

令和6年度松野町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度松野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,617,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町一般会計予算に関する説明書
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		2, 1 5 0, 0 0 0	7, 3 5 2	2, 1 5 7, 3 5 2
	1. 地方交付税	2, 1 5 0, 0 0 0	7, 3 5 2	2, 1 5 7, 3 5 2
14. 国庫支出金		2 9 8, 4 5 7	6 9, 0 7 6	3 6 7, 5 3 3
	2. 国庫補助金	1 6 4, 0 6 0	6 9, 0 7 6	2 3 3, 1 3 6
17. 寄附金		2 1, 0 3 1	8, 0 0 0	2 9, 0 3 1
	1. 寄附金	2 1, 0 3 1	8, 0 0 0	2 9, 0 3 1
20. 諸収入		4 3, 9 8 2	9, 1 8 9	5 3, 1 7 1
	5. 雑入	3 4, 9 7 3	9, 1 8 9	4 4, 1 6 2
21. 町債		9 0 5, 4 2 5	6 1, 8 0 0	9 6 7, 2 2 5
	1. 町債	9 0 5, 4 2 5	6 1, 8 0 0	9 6 7, 2 2 5
歳 入 合 計		4, 4 6 2, 0 0 0	1 5 5, 4 1 7	4, 6 1 7, 4 1 7

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 3 3 3, 3 4 6	3, 2 3 5	1, 3 3 6, 5 8 1
	1. 総務管理費	1, 2 7 5, 9 2 7	3, 2 3 5	1, 2 7 9, 1 6 2
3. 民生費		8 5 2, 9 3 6	1 2 4, 9 9 5	9 7 7, 9 3 1
	1. 社会福祉費	6 5 0, 4 1 9	6 4, 1 4 9	7 1 4, 5 6 8
	2. 児童福祉費	2 0 2, 5 0 6	6 0, 8 4 6	2 6 3, 3 5 2
4. 衛生費		2 4 8, 7 0 7	1 5, 0 9 7	2 6 3, 8 0 4
	1. 保健衛生費	1 9 6, 1 4 9	1 1, 6 1 7	2 0 7, 7 6 6
	2. 清掃費	5 2, 5 5 8	3, 4 8 0	5 6, 0 3 8
7. 商工費		2 9 6, 0 9 9	2, 0 0 0	2 9 8, 0 9 9
	1. 商工費	2 9 6, 0 9 9	2, 0 0 0	2 9 8, 0 9 9
9. 消防費		4 8, 4 4 7	4, 0 7 0	5 2, 5 1 7
	1. 消防費	4 8, 4 4 7	4, 0 7 0	5 2, 5 1 7
10. 教育費		3 7 2, 0 8 9	5, 7 8 6	3 7 7, 8 7 5
	2. 小学校費	4 8, 5 4 4	8 5 8	4 9, 4 0 2
	4. 社会教育費	7 9, 4 6 5	4, 9 2 8	8 4, 3 9 3
11. 災害復旧費		3	2 3 4	2 3 7
	1. 農林水産業施設災害復旧費	2	2 3 4	2 3 6

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 出 合 計		4, 4 6 2, 0 0 0	1 5 5, 4 1 7	4, 6 1 7, 4 1 7

令和 6年度
変 更

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	2 3 5, 7 0 0	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	2 9 3, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
緊急防災・減災事業債	4 8 5, 9 0 0				4 8 9, 9 0 0			

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税	2, 1 5 0, 0 0 0	7, 3 5 2	2, 1 5 7, 3 5 2
14. 国庫支出金	2 9 8, 4 5 7	6 9, 0 7 6	3 6 7, 5 3 3
17. 寄附金	2 1, 0 3 1	8, 0 0 0	2 9, 0 3 1
20. 諸収入	4 3, 9 8 2	9, 1 8 9	5 3, 1 7 1
21. 町債	9 0 5, 4 2 5	6 1, 8 0 0	9 6 7, 2 2 5
歳 入 合 計	4, 4 6 2, 0 0 0	1 5 5, 4 1 7	4, 6 1 7, 4 1 7

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,333,346	3,235	1,336,581			2,300	935
3. 民生費	852,936	124,995	977,931	64,149	54,800	6,000	46
4. 衛生費	248,707	15,097	263,804		3,000	6,889	5,208
7. 商工費	296,099	2,000	298,099			2,000	
9. 消防費	48,447	4,070	52,517		4,000		70
10. 教育費	372,089	5,786	377,875	4,927			859
11. 災害復旧費	3	234	237				234
歳 出 合 計	4,462,000	155,417	4,617,417	69,076	61,800	17,189	7,352

2. 歳 入

10 款 地方交付税				1 項 地方交付税		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	2, 150, 000	7, 352	2, 157, 352	1. 地方交付税	7, 352	・ 普通交付税 7, 352
計	2, 150, 000	7, 352	2, 157, 352			
10 款合計	2, 150, 000	7, 352	2, 157, 352			

14 款 国庫支出金				2 項 国庫補助金	
2. 民生費国庫補助金	1, 771	64, 149	65, 920	5. 社会福祉総務費補助金	64, 149
8. 教育費国庫補助金	113	4, 927	5, 040	3. 社会教育総務費補助金	4, 927
計	164, 060	69, 076	233, 136		
14 款合計	298, 457	69, 076	367, 533		

17 款 寄附金				1 項 寄附金	
1. 一般寄附金	1	2, 000	2, 001	1. 一般寄附金	2, 000
2. 総務費寄附金	20, 030	6, 000	26, 030	2. 企画費寄附金	6, 000
計	21, 031	8, 000	29, 031		
17 款合計	21, 031	8, 000	29, 031		

20 款 諸収入				5 項 雑入	
1. 雑入	34, 973	9, 189	44, 162	23. 自治総合センター助成金	2, 300
					・ コミュニティ助成事業助成金 2, 300

20 款 諸収入				5 項 雑入		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入				34. 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	6,889	・ 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 6,889
計	34,973	9,189	44,162			
20 款合計	43,982	9,189	53,171			

21 款 町債				1 項 町債		
1. 過疎対策事業債	339,100	57,800	396,900	1. 過疎対策事業債	57,800	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 57,800
4. 緊急防災・減災事業債	485,900	4,000	489,900	1. 緊急防災・減災事業債	4,000	・ 緊急防災・減災事業債 4,000
計	905,425	61,800	967,225			
21 款合計	905,425	61,800	967,225			

歳入合計	4,462,000	155,417	4,617,417			
------	-----------	---------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費				1 項 総務管理費				(単位：千円)		
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	375, 697	935	376, 632				935	12. 委託料	935	・ 例規等整備支援業務委託料 935
7. 企画費	277, 217	2, 300	279, 517			2, 300		18. 負担金、補助及び交付金	2, 300	・ コミュニティ助成事業助成金 2, 300
計	1, 275, 927	3, 235	1, 279, 162			2, 300	935			
2 款合計	1, 333, 346	3, 235	1, 336, 581			2, 300	935			

3 款 民生費				1 項 社会福祉費						
1. 社会福祉総務費	109, 352	64, 149	173, 501	64, 149				3. 職員手当等	126	・ 時間外勤務手当 126
								10. 需用費	43	・ 消耗品費 43
								11. 役務費	384	・ 通信運搬費 279 ・ 口座振込手数料 105
								12. 委託料	3, 976	・ 定額減税補足給付金システム構築委託料 2, 585 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム改造委託料 1, 391
								18. 負担金、補助及び交付金	59, 620	・ 子育て世帯への臨時特別給付金 5, 000 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 25, 000 ・ 定額減税補足給付金 29, 620
計	650, 419	64, 149	714, 568	64, 149						

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 児童福祉施設費	990	60, 846	61, 836		54, 800	6, 000	46	11. 役務費	60	・ 諸手数料 60
								12. 委託料	836	・ 工事監理委託料 836
								14. 工事請負費	59, 950	・ 工事請負費 59, 950
計	202, 506	60, 846	263, 352		54, 800	6, 000	46			
3 款合計	852, 936	124, 995	977, 931	64, 149	54, 800	6, 000	46			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1. 保健衛生費	153,265	11,617	164,882			6,889	4,728	10. 需用費	27	・ 消耗品費 27
								12. 委託料	10,299	・ 予防接種委託料 10,299
								27. 繰出金	1,291	・ 中央診療所特別会計繰出金 1,291
計	196,149	11,617	207,766			6,889	4,728			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

1. 塵芥処理費	52,558	3,480	56,038		3,000		480	11. 役務費	97	・ 自動車登録手数料 76
										・ 自動車損害賠償責任保険料 21
								17. 備品購入費	3,350	・ 塵芥車購入費 3,350
								26. 公課費	33	・ 自動車重量税 33
計	52,558	3,480	56,038		3,000		480			

4 款 衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 款合計	248,707	15,097	263,804		3,000	6,889	5,208			

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	259,948	2,000	261,948			2,000		10. 需用費	1,224	・ 修繕料	1,224
								17. 備品購入費	776	・ 施設用備品購入費	776
計	296,099	2,000	298,099			2,000					
7 款合計	296,099	2,000	298,099			2,000					

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 消防施設費	11,358	4,070	15,428		4,000		70	12. 委託料	660	・ 設計監理委託料	660
								14. 工事請負費	3,410	・ 工事請負費	3,410
計	48,447	4,070	52,517		4,000		70				
9 款合計	48,447	4,070	52,517		4,000		70				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	34,542	858	35,400				858	13. 使用料及び賃借料	858	・ 仮設倉庫借上料	858
計	48,544	858	49,402				858				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会教育総務費	9,425	4,928	14,353	4,927			1	12. 委託料	4,928	・ 森とこどものプロジェクト委託料 4,928
計	79,465	4,928	84,393	4,927			1			
10 款合計	372,089	5,786	377,875	4,927			859			

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農地農業用施設災害復旧費	1	234	235				234	18. 負担金、補助及び交付金	234	・ 農地・農林業用施設等小災害復旧事業費補助金 234
計	2	234	236				234			
11 款合計	3	234	237				234			

歳出合計	4,462,000	155,417	4,617,417	69,076	61,800	17,189	7,352			
------	-----------	---------	-----------	--------	--------	--------	-------	--	--	--

令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第35号

令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		2	2, 4 5 7	2, 4 5 9
	1. 国庫補助金	2	2, 4 5 7	2, 4 5 9
歳 入 合 計		5 5 1, 0 0 0	2, 4 5 7	5 5 3, 4 5 7

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		2 1, 1 4 6	2, 4 5 7	2 3, 6 0 3
	1. 総務管理費	1 2, 5 5 4	2, 4 5 7	1 5, 0 1 1
歳 出 合 計		5 5 1, 0 0 0	2, 4 5 7	5 5 3, 4 5 7

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金	2	2, 4 5 7	2, 4 5 9
歳 入 合 計	5 5 1, 0 0 0	2, 4 5 7	5 5 3, 4 5 7

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	21,146	2,457	23,603	2,457			
歳 出 合 計	551,000	2,457	553,457	2,457			

2. 歳 入

3 款 国庫支出金				1 項 国庫補助金		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1	2,457	2,458	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,457	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,457
計	2	2,457	2,459			
3 款合計	2	2,457	2,459			

歳入合計	551,000	2,457	553,457			
------	---------	-------	---------	--	--	--

1. 款 総務費

国保

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	12,027	2,457	14,484	2,457				12. 委託料	2,457	・ 国民健康保険システム改造委託料 2,457
計	12,554	2,457	15,011	2,457						
1 款合計	21,146	2,457	23,603	2,457						

歳出合計	551,000	2,457	553,457	2,457						
------	---------	-------	---------	-------	--	--	--	--	--	--

令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第36号

令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

令和6年度松野町の国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰入金		8 1, 1 9 8	1, 2 9 1	8 2, 4 8 9
	1. 一般会計繰入金	8 1, 1 9 8	1, 2 9 1	8 2, 4 8 9
歳 入 合 計		3 2 5, 0 0 0	1, 2 9 1	3 2 6, 2 9 1

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 施設整備費		5, 0 7 3	1, 2 9 1	6, 3 6 4
	1. 施設整備費	5, 0 7 3	1, 2 9 1	6, 3 6 4
歳 出 合 計		3 2 5, 0 0 0	1, 2 9 1	3 2 6, 2 9 1

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰入金	8 1 , 1 9 8	1 , 2 9 1	8 2 , 4 8 9
歳 入 合 計	3 2 5 , 0 0 0	1 , 2 9 1	3 2 6 , 2 9 1

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 施設整備費	5,073	1,291	6,364			1,291	
歳 出 合 計	325,000	1,291	326,291			1,291	

2. 歳 入

6 款 繰入金			1 項 一般会計繰入金			(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	81,198	1,291	82,489	1. 一般会計繰入金	1,291	・一般会計繰入金 1,291
計	81,198	1,291	82,489			
6 款合計	81,198	1,291	82,489			
歳入合計	325,000	1,291	326,291			

3. 歳 出

3 款 施設整備費

1 項 施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 施設整備費	5,073	1,291	6,364			1,291		14. 工事請負費	1,291	・ 工事請負費 1,291
計	5,073	1,291	6,364			1,291				
3 款合計	5,073	1,291	6,364			1,291				

歳出合計	325,000	1,291	326,291			1,291				
------	---------	-------	---------	--	--	-------	--	--	--	--

選挙第 1 号

松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

松野町選挙管理委員会委員及び同補充員は、令和 6 年 7 月 3 1 日をもって任期が満了するので、地方自治法第 1 8 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員 4 名及び同補充員 4 名の選挙を行う。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

松野町議会議長 加藤 康幸

記

選挙管理委員

長谷 信昭	吉野
毛利 恭子	豊岡
大内 義昭	蕨生
岡村 雅人	豊岡

選挙管理委員補充員

岡部 暢夫	目黒	(1)
山田 史郎	豊岡	(2)
山下 陽子	延野々	(3)
太田 博子	吉野	(4)

※ () 内数字は補充繰り上げ順

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年6月10日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会運営委員長 赤松 紀幸

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関する事

期 間 次期議会まで



議 長	事務局長	書 記
		

令和6年6月10日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会改革特別委員会委員長 山田 寛二

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

事 件 議会改革に関すること

期 間 次期議会まで



議員派遣の件

令和6年6月14日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び松野町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 森の国まつの応援団関西支部の集い

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 大阪府大阪市中央区
- (3) 期 日 令和6年6月15日（土）から17日（月）
- (4) 派遣議員 加藤 康幸、山石 恭助

尚、細部については、議長に一任する。

2 令和6年度第1回町議会議員研修会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 松山市
- (3) 期 日 令和6年8月5日（月）
- (4) 派遣議員 議員全員

尚、細部については、議長に一任する。